

## 第6章 農山漁村の活性化と共生・対流の促進

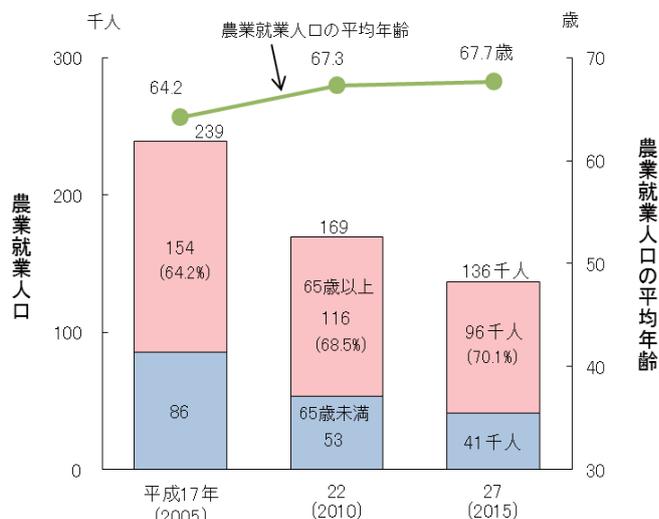
### 1. 農村の現状と課題

平成27（2015）年における北陸の販売農家における農業就業人口は、13万6千人で10年前（17（2005）年）と比べて10万3千人（43.1%）減少しています。65歳未満でも、10年前と比べて4万5千人（52.3%）減少しており、65歳以上の占める割合が、17（2005）年64.2%、22（2010）年68.5%、27（2015）年70.1%と増加しています。

また、農業就業人口の平均年齢についても、27（2015）年は67.7歳と全国（66.4歳）と比べて高く、10年前と比べてみると、3.5歳上昇しており高齢化が進んでいることがうかがえます（図6-1）。

27（2015）年の北陸の農業集落数は、1万1,050集落で、1農業集落当たり平均総戸数は、113戸で5年前と比べて5戸（5%）増加しているものの、平均農家数については13戸で3戸（19%）減少しています。この結果、農家割合は14%から12%に低下しています（表6-1）。

図6-1 農業就業人口の推移（北陸）



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：（）は65歳以上の割合。

表6-1 1農業集落当たり平均戸数及び平均耕地面積（北陸）

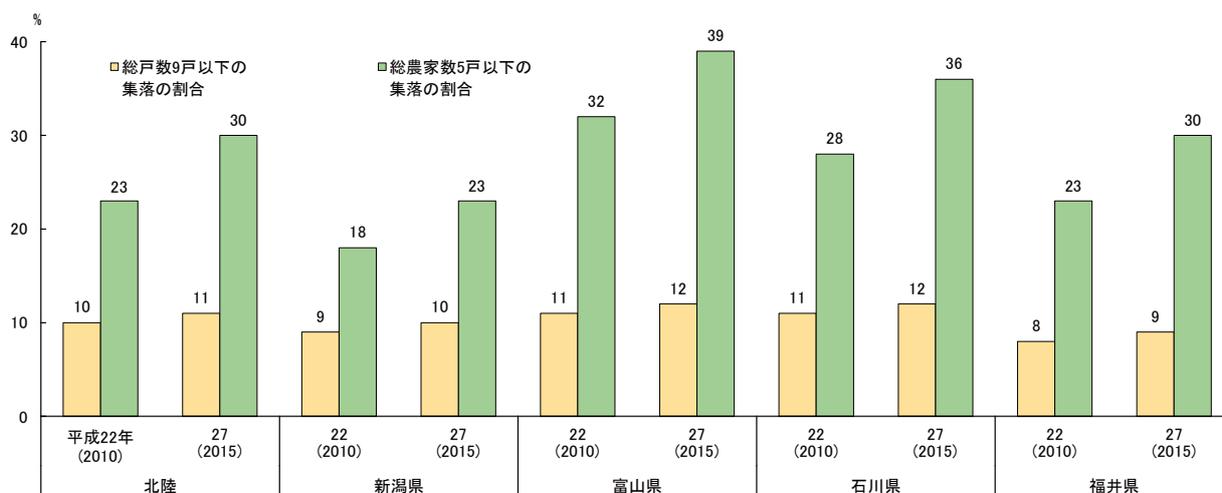
（単位：戸、集落数）

区分	総農家数	農業集落数	1農業集落当たり平均					平均耕地面積(ha)
			総戸数	農家数	非農家数	構成比(%)		
						農家	非農家	
平成22(2010)年	175,855	11,057	108	16	93	14	86	28.4
27(2015)年	146,210	11,050	113	13	100	12	88	27.4
増減率(差)	△16.9	△0.1	4.6	△18.8	7.5	(△2)	(2)	△3.5

資料：農林水産省「農林業センサス」

北陸の小規模農業集落の割合の推移をみると、農業集落の総戸数（非農家を含む。）が9戸以下の割合は、22（2010）年から27（2015）年までの5年間で、1ポイント上昇して11%となっています。同様に、総農家数が5戸以下の集落の割合についても、5年間で、7ポイント上昇して30%となっています（図6-2）。

図6-2 小規模農業集落の割合の推移(北陸)



資料:農林水産省「農林業センサス」

また、農業集落の活動状況の変化を22(2010)年から27(2015)年までの5年間でみると、寄り合いを開催及び実行組合がある割合はほぼ横ばいか増加となっており、農業用排水路のある農業集落において、農業用排水路を集落で保全している割合は各県で増加しています。(表6-2)。

表6-2 県別にみた農業集落の活動状況(北陸)

(単位:%)

	寄り合いを開催			実行組合がある			農業用排水路のある農業集落で農業用排水路を集落で保全		
	2010年	2015年	差	2010年	2015年	差	2010年	2015年	差
北陸	95.0	95.2	0.2	89.4	91.6	2.2	75.9	85.8	9.9
新潟県	95.5	95.4	△0.1	87.6	92.3	4.7	63.2	80.9	17.7
富山県	93.6	93.9	0.2	96.1	95.9	△0.1	88.2	93.1	4.9
石川県	93.9	95.3	1.4	81.7	82.1	0.4	83.3	85.6	2.3
福井県	96.2	96.3	0.1	94.7	94.4	△0.2	88.8	90.7	1.9

資料:農林水産省「農林業センサス」

注:四捨五入の関係で、差と内訳が一致しない場合がある。

このことから、管内各県においては農業集落の小規模化が進行し、農家数の減少と農業者の高齢化も進行していますが、集落における寄り合いの開催、実行組合及び農業用排水路の管理が行われていることから、生活及び農業生産活動が継続・維持されていることがうかがえます。

## 2. 農業・農村のもつ多面的な機能

農業は、食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じ、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、様々な役割を有しており、その役割による効果は、地域住民をはじめ国民全体が享受しています。

また、農業は、農山漁村地域の中で、林業や水産業と密接な関係があり、農林水産業の重要な基盤である農地、森林、海域は、相互に密接に関わりながら、水や大気、物質の循環に貢献しつつ、様々な多面的機能を発揮しています（図6-3）。

このことについて、食料・農業・農村基本計画においては、「農村は、農業の持続的な発展の基盤として国民に食料を安定供給するとともに、国土の保全や水源の涵養などの多面的な機能の発揮の場でもあることから、こうした役割が十分に発揮されるよう、農村の振興を図ることが必要である」としています。

このようなことから、農業・農村がこれら多面的機能を十分発揮できるよう農業・農村の持続的な発展、農山漁村の活性化等に努めていくことが必要です。

図6-3 農業・森林・水産業の有する多面的機能



資料：日本学術会議答申を踏まえ農林水産省で作成

### 3. 農業・農村の活性化に向けた取組

#### (1) 農村社会基盤の整備

#### 活力ある農村を目指して農村環境整備等を実施

##### ア. 農村の環境整備

農村地域は、食料の生産の場、地域住民の生活の場であるとともに、国土の保全等多面的機能が発揮される場でもあります。しかしながら、北陸地域の都市近郊農村等においては非農家の流入等により混住化によるゴミなどが問題となっているとともに、中山間地域の農村においては、過疎化、高齢化等の進行により地域活力が低下しつつあります。

このような状況の中で、各自治体では、農山漁村地域整備交付金を活用して、活力ある農村を目指して農村環境整備が進められています（表6-3）。

表6-3 農村環境整備の実施状況（平成27(2015)年度）（単位：地区）

区分	新潟県	富山県	石川県	福井県
集落基盤整備事業	3	0	1	3
地域用水環境整備事業	3	13	2	1
計	6	13	3	4

資料：北陸農政局調べ

##### イ. 農業集落排水施設の整備

農村社会における混住化の進行、生活様式の高度化、農業生産様式の変化等による農村の水環境を巡る状況の変化に対応して、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水路の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図ることを目的とした農業集落排水事業が進められています。

本事業により、平成27（2015）年3月末までに北陸地域の農業集落排水の整備が完了した人口は42万人、整備の対象となる人口に対する割合は100%※（全国87%）となっています（表6-4）。

表6-4 農業集落排水施設の整備率（平成27(2015)年3月末現在）

	全国	北陸	新潟県	富山県	石川県	福井県
整備対象人口① <sup>1)</sup>	3,815	419	187	89	67	76
整備完了人口② <sup>2)</sup>	3,348	422	177	92	66	87
整備率(②/①)	87	100	94	103	98	114

資料：農林水産省調べ

注：1)各都道府県構想に位置づけられている整備対象人口（平成27（2015）年3月末の人口とは異なる）。

2)平成27年（2015）年3月末の整備完了人口。

※ 都道府県構想に位置づけられている整備対象人口を元に算出しているため、汚水処理人口普及率とは異なる。

## **(2) 地域活性化プロジェクトの推進**

農山漁村地域の活性化を図るため、国は、県又は市町村が作成した定住者や滞在者の増加等を通じた農山漁村の活性化を図る計画（以下「活性化計画」という。）の実現に必要な施設整備を中心とした総合的な取組について、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金により支援しています。

北陸農政局では、平成19（2007）年度に「農山漁村活性化支援窓口」を設置し、県、市町村等からの活性化に関する相談に対応するなどの取組を行っています。その結果、19（2007）年度から27（2015）年度までに累計で66市町村において242の活性化計画が策定され、各地域の自主性と創意工夫による地域活性化のための取組が進められています。

#### 4. 日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）等の推進

##### （1）農地・農業用水等の地域資源や農村環境の保全と施設の長寿命化（多面的機能支払交付金）

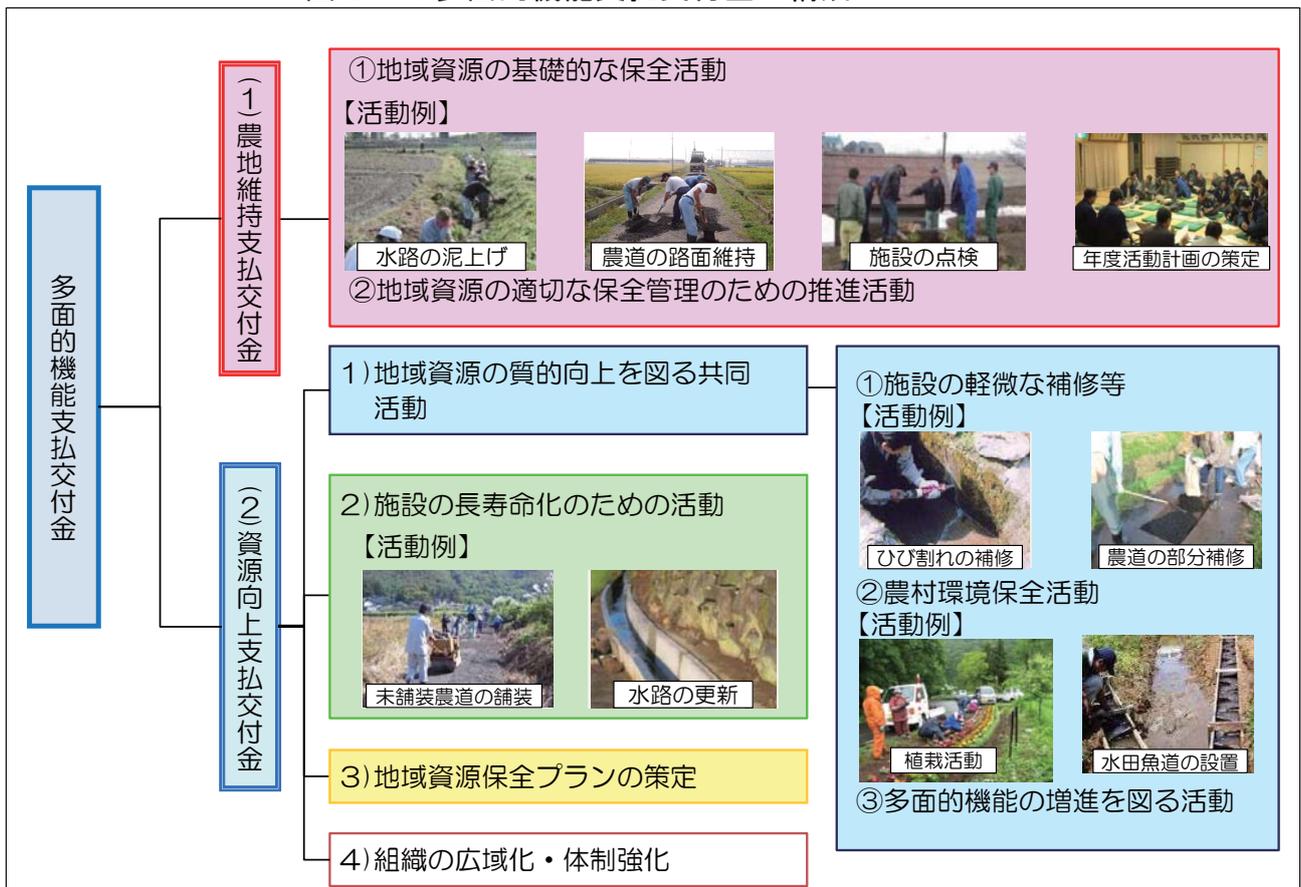
##### 地域共同の取組を積極的に実施

多面的機能支払交付金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するため、平成26（2014）年度に創設され、農地維持活動を実施するための交付金（農地維持支払交付金）と資源向上活動を実施するための交付金（資源向上支払交付金）から構成されています（図6-4）。

北陸地域における農地維持支払の取組は、全81市町村のうち80市町村で行われており、28（2016）年1月末現在における取組面積は21万6千haとなっています。

また、資源向上支払（共同活動）の取組は79市町村で行われており、27（2015）年度の取組面積は20万2千haとなっており、資源向上支払（長寿命化）の取組も71市町村で行われ27（2015）年度の取組面積は8万1千haとなっています（表6-5）。

図6-4 多面的機能支払交付金の構成



資料：北陸農政局作成

表 6 - 5 管内の取組状況（平成27(2015)年度見込み）

	新潟県	富山県	石川県	福井県	北陸計
[農地維持支払]					
取組面積 (ha)	120,675	40,375	24,658	30,413	216,121
取組活動組織数	1,231	996	584	747	3,558
[資源向上支払（共同）]					
取組面積 (ha)	114,993	36,340	20,904	29,571	201,808
取組活動組織数	1,006	853	399	716	2,974
[資源向上支払（長寿命化）]					
取組面積 (ha)	50,141	5,678	3,304	21,525	80,648
取組活動組織数	588	135	91	511	1,325

資料：北陸農政局調べ

注：1)平成28（2016）年1月末現在で取りまとめた概数値。

2)取組面積は、県別面積の小数点以下を四捨五入している関係で、合計値と一致しない場合がある。

## （2）中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等の農業の生産条件が不利な地域において、適切な農業生産活動等の継続を通じて耕作放棄の発生を防止し、中山間地域等の有する水源の涵養、洪水防止等の多面的機能を確保する観点から、「中山間地域等直接支払交付金」が平成12（2000）年度に創設されました。

27（2015）年度から第4期対策として実施し、中山間地域等の農業生産活動を継続できるよう、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ（集落連携・機能維持加算）、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援（超急傾斜農地保全管理加算）等の制度拡充を行っています。

北陸地域における本制度の実施状況（27（2015）年度見込み）は、66市町村において1,946協定が締結され、3万3,096haの農用地において、耕作、維持管理等の農業生産活動が行われています（表6-6）。

表 6 - 6 中山間地域等直接支払交付金の実施状況（平成27（2015）年度見込み）

	全国	北陸	北陸			
			新潟県	富山県	石川県	福井県
交付市町村数	990 (998)	66 (66)	21 (21)	12 (12)	16 (16)	17 (17)
協定数	25,671 (28,078)	1,946 (2,097)	891 (966)	303 (327)	468 (504)	284 (300)
交付面積 (ha)	654,159 (687,220)	33,096 (32,969)	21,377 (20,939)	4,481 (4,632)	4,732 (4,918)	2,506 (2,480)

資料：北陸農政局調べ

注：1)平成28（2016）年1月末現在で取りまとめた概数値。

2)下段（ ）書きについては、26（2014）年度の取組実績（27（2015）年3月31日現在）。

本制度を活用して耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保及び将来に向けた農業生産活動等の継続的な実施体制の整備等、地域の状況に応じた取組が行われています。

### 【中山間地域等直接支払交付金を活用した取組事例】

#### ○新潟県十日町市 東下組

##### －広域集落協定による継続的営農体制の確立－

第1期対策から当該地域の6集落がそれぞれ本制度に取り組んでいましたが、第2期対策では2集落がリーダーの高齢化等により協定締結を断念し、また、平成21(2009)年に地域の小学校、保育園が廃止され、今後の集落の維持・管理が懸念されたことから、第3期対策から6集落を統合した協定を締結し、生産組合等を中心とした生産体制の構築に努めています。

また、地域の「下条高原の棚田を守る会」等と連携を図り、県内外の交流イベントへの参加や、「棚田の草刈り隊」の募集を図る等、棚田の保全、棚田米の販売活動に取り組むほか、集落の女性有志の発案で、廃校舎の一部を加工所に改装し、地元産野菜等を漬け物、すいか糖に加工し、直売所等での販売活動も行っています。



すいか糖（地元産のすいか果汁を煮詰め、瓶詰めした商品）

#### ○富山県高岡市 五位

##### －地域ブランドによる地域の活性化－

持続的な地域農業の推進を図る観点から、第1期対策から本制度の取組を開始し、併せて、営農組合の設立の検討も開始し、平成16(2004)年度に機械利用組合を発足、19(2007)年度からは協業化組織に移行しています。

営農組合が中心となり、農道・水路の維持管理、共同防除、育苗ハウス導入による共同作業に取り組むほか、新たな作目として、安納芋（サツマイモ）の作付けを開始し、収穫した芋は、製菓専門学校、地域の製菓業者と連携し、餡（ペースト）、ジェラート、どら焼き等への加工の取組を開始しています。また、地域農産物の差別化を図る観点から、商標登録「寿五位」を行い、ブランド力の強化にも取り組んでいます。

また、25(2013)年度に緑のふるさと協力隊員として活動していた女性が集落内の空き屋に定住し、本制度の事務及び営農組合のオペレーターとして活躍しています。



安納芋の収穫祭

### (3) 環境保全型農業直接支払

平成23(2011)年度から行っている地球温暖化防止や生物多様性保全等の環境保全効果の高い営農活動に対する直接支援については、27(2015)年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成26年法律第78号)に基づく安定的な制度となりました。これに伴い対象者についても農業者から地域でまとまりをもって取り組まれるよう農業者の組織する団体を基本とし、当該団体等に対して都道府県及び市町村を通じて交付金を交付することになりました。

化学肥料及び化学合成農薬の5割低減の取組とセットで行う、カバークロップ<sup>※1</sup>、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用(以下「堆肥の施用」という。)、地域特認取組<sup>※2</sup>のうちいずれかの取組、又は有機農業(化学肥料及び化学合成農薬を使用しない取組)の取組に対し、国から1,500円～4,000円/10aを交付し、予算の範囲内で地方公共団体も国と同額を交付することとしています。

27(2015)年度の取組状況は、複数取組<sup>※3</sup>が新たに支援対象となったこと等から取組面積は地域特認取組で大幅に増加し、北陸地域全体で8,630ha(対前年度比119%)となっています(表6-7)。

表6-7 環境保全型農業直接支払の実施状況等

	年度	取組件数 (件)	取組面積 (ha)	支援対象取組別面積(ha)				作物区分別面積(ha)			交付金額 (国費分) (千円)
				カバークロップ	堆肥の施用	有機農業	地域特認取組	水稻	麦・豆類	その他	
新潟県	26	(1,295)	3,643	421	1,131	319	1,772	3,628	4	11	115,448
	27	219	3,730	42	1,133	330	2,225	3,706	6	18	
富山県	26	(188)	593	238	168	144	44	429	38	127	20,553
	27	80	688	230	207	142	108	505	33	149	
石川県	26	(231)	812	38	15	328	431	598	155	59	30,382
	27	89	1,322	40	108	356	818	1,080	207	35	
福井県	26	(686)	2,212	85	6	1,686	435	653	2	1,557	45,112
	27	141	2,889	90	8	1,526	1,265	1,512	3	1,375	
北 陸	26	(2,400)	7,260	781	1,320	2,477	2,681	5,308	198	1,754	211,494
	27	529	8,630	402	1,455	2,355	4,417	6,803	249	1,577	
全 国	26	(15,920)	57,744	11,849	12,392	13,263	20,240	40,081	6,186	11,477	1,697,771
	27	4,097	76,863	13,612	17,483	13,541	32,226	55,790	7,707	13,366	

資料：農林水産省調べ

注：1)平成26(2014)年度は実績値、27(2015)年度は28(2016)年1月31日現在の取組状況。

2)取組件数については、27(2015)年度から支援対象者が農業者個人から団体等に変更されているため26(2014)年度は参考として( )書きしている。

3)北陸における27(2015)年度の地域特認取組のうち約7割を「冬期湛水管理」(冬期間に2ヶ月以上湛水する取組)が占めている。

※1 カバークロップとは、主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組。

※2 地域特認取組とは、地域の環境や農業の実態を勘案した上で、地域を限定して県が承認を受けて支援の対象とする取組。

※3 複数取組とは、同一ほ場において1年間に複数回対象活動を行う場合に2取組目まで支援の対象とする取組。

#### (4) 中山間地域等の活性化

##### 生産基盤整備や生活環境整備等の様々な取組により活性化を支援

##### ア. 中山間地域の生産条件整備

北陸地域では、平野の外縁部から山間に至る中山間地域の活性化を図るため、農山漁村地域整備交付金を活用し、地域の農業生産基盤、農村生活環境の整備を総合的かつ一体的に行い、地域の立地条件に適合した活力ある農業の確立と住み良い農村づくりを目指し、中山間地域総合整備事業が29地区で実施されています。また、中山間地域等においては、農業の担い手の高齢化や労働力不足を原因とする耕作放棄地の増加が課題となっていますが、耕作放棄に伴う悪影響を除去し、優良農地の保全を図る農地環境整備事業も14地区で実施されています（表6-8）。

表6-8 中山間地域の基盤整備の実施状況（平成27（2015）年度）

（単位：地区）

	新潟県	富山県	石川県	福井県	農政局計
中山間地域総合整備事業	18	2	2	7	29
農地環境整備事業	14	0	0	0	14
計	32	2	2	7	43

資料：北陸農政局作成

##### イ. 中山間ふるさと・水と土保全対策事業等の実施

里地や棚田地域の多面的機能の良好な発揮のためには、これまで述べた中山間地域総合整備事業等による諸施設の整備とあわせて、里地や棚田あるいは農業用施設の保全等の地域住民活動の活性化を図ることが重要となっています。

このため、地域住民活動を推進する人材の育成及び住民組織が行う保全活動等を支援する「中山間ふるさと・水と土保全対策事業（基金）」が、北陸地域の47市町村（新潟県11、富山県12、石川県10、福井県14）で実施されています。

## 5. 都市と農山漁村の共生・対流の推進

### (1) 都市と農山漁村の共生・対流に向けた各地の取組

#### 都市農村共生・対流総合対策交付金を活用し28団体がグリーン・ツーリズム等に取り組む

農林水産省では、都市と農山漁村の共生・対流を通じた農山漁村における所得や雇用の増大を図ることを目的として、平成25（2013）年度から「都市農村共生・対流総合対策交付金」により、集落が、他の集落、市町村、NPO法人等の多様な主体と連携して行う、農山漁村の持つ豊かな自然や食を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を支援しています。

27（2015）年度は、北陸農政局管内で28団体がこの交付金を活用して、「子ども農山漁村交流プロジェクト」、「地域資源を活用したグリーン・ツーリズム」、「自然・景観を生かした美しいむらづくり」等の活動に取り組んでいます。

これらの活動のうち、「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、農山漁村での宿泊体験を通じて子どもたちの生きる力を育成し、コミュニケーション能力、自主性・自立心、学習意欲等を向上させるとともに、都市と農山漁村の交流の創出による農山漁村地域の再生や活性化を図る取組であり、20（2008）年度から農林水産省、総務省、文部科学省及び環境省が連携して推進しているものです。

北陸農政局管内では、都市農村共生・対流総合対策交付金等を活用して子ども農山漁村交流プロジェクト活動に取り組むための受入体制の整備、体験プログラムの開発等を行い、本プロジェクト活動に取り組んでいる21地域を始めとして、管内各地で、地域内はもとより、関東、東海及び関西地方から毎年多くの小中学生の農山漁村体験を受け入れています。

この中で、新潟県南魚沼市みなみうおぬましの「特定非営利法人六日町観光協会」では、夏キャンプと冬に雪あそびキャンプや教育旅行等受入を実施し、首都圏や市内から毎年約3,500人の小中学生を受け入れています。

夏キャンプは、最長12泊のコースもあり、参加した小中学生は、野菜収穫体験、農家へのホームステイ、「ぬか釜」でのご飯炊き、八海山のチャレンジハイキングなど農村生活における様々な体験をすることにより、生きる力や他人を思いやる心のほか、社会性、自主性や創造性といったものを育んでいます。一方、こうした体験活動を受け入れている地域の農業者等からは「体験活動を通じて子どもたちと触れ合うことを楽しみにしている」といった声が多く聞かれるなど、子ども農山漁村交流プロジェクトに取り組むことにより、地域の活性化が図られています。



稲刈り教室

また、「自然・景観を生かした美しいむらづくり」活動では、石川県輪島市三井町わじまし み いまちの地域の住民が「能登半島まるやま組協議会」を立ち上げ、市ノ坂集落いちのさかの「まるやま」周辺

を拠点に集落のお年寄りの方々から里山の暮らしの知恵や自然の豊かさを学び、その学びをより多様な人々と共有しようと、「自然」、「食」、「農」、「伝統」などをキーワードとする様々な活動に取り組んでおり、参加者は職種、年齢など多種多様で、外国人留学生も参加することがあります。

月に一度の「まるやまあるき」では、植物や昆虫の観察、生物多様性モニタリング、山菜やきのご摘み等を行い、その後のオープンキッチンでは、摘んだ山菜など地元の食材を使った食事を楽しみながら知識の交換を行っています。

また、田んぼの畦で大豆を栽培する「あぜ豆」を復活させ、地域の醤油製造業者と連携し、その大豆で仕込んだ「あぜ豆醤油」の製品化も行っています。

奥能登特有の農耕儀礼「アエノコト」に倣い、1年間の感謝を込めて田の神様を自分たちらしくもてなしお送りする「まるやま組のアエノコト」を執り行い、自然とひとのつながりに感謝する取組も行っています。

世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」の地で、今後も「能登半島まるやま組協議会」は、里山のくらしの価値、知恵を、地区の人だけではなく、都市部の人たちにも理解され、少しでも豊かなくらしにつながるよう活動を進めることとしています。



まるやまあるき

## （２）農村集落活性化支援事業の実施

### 地域の将来を見据えた「将来ビジョン」を策定し、地域ぐるみで地域を守る体制を構築

農村地域においては、人口の減少・高齢化が都市に先駆けて進行し、単独で農地や農業用施設を維持・管理することが困難な集落が増加しています。

こうした集落が存続していくためには、地域の将来像を策定するとともに、集落間の連携によって互いの労働力を補完するなど地域ぐるみの組織化を図る必要があります。

農林水産省では、このような状況を踏まえ、地域住民が主体となった将来ビジョンづくりや、集落営農組織等を活用した集落間のネットワーク化を支援することを目的として、平成27（2015）年度から農村集落活性化支援事業を実施しています。

北陸農政局管内では、同事業を活用して、地域住民自らの手で地域の将来を見据えた「将来ビジョン」を策定し、地域を守る取組が13地区（新潟6、富山2、石川4、福井1）で実施されています。

## （３）山村活性化支援交付金

### 地域の未利用資源の活用等を通じた所得・雇用の増大による山村の活性化

山村では、人口減少や高齢化が著しいことから、人材や労働力が不足し、地域社会の活力が低下しています。

一方、山村は、国土の保全、水源の涵養<sup>かんよう</sup>など、森林及び農業の有する多面的機能の発揮に大きな役割を担う重要な地域です。また、特色ある農林水産物や、固有の自然・景

観、伝統文化等の多くの地域資源が存在しています。こうした資源に恵まれた山村は、近年、都市住民を中心に、ゆとり・やすらぎの場としての評価が高まっていますが、地域資源は十分に活用されていません。

農林水産省では、このような状況を踏まえ、地域の農林水産物等の域内での消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、薪炭・山菜等の山村の未利用資源等の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動を支援すること目的に、平成27（2015）年度から山村活性化支援交付金を実施しています。

北陸農政局管内では、同交付金を活用した取組が、12地区（新潟4、富山2、石川4、福井2）で実施されています。

#### （４）市民農園の開設状況

市民農園は、主として都市住民がレクリエーション等を目的として農作業を行う施設をいい、北陸地域では、平成27（2015）年3月31日現在で139か所（全国4,178か所）が開設されています（表6-9）。

表6-9 市民農園開設数・面積（平成27（2015）年3月31日現在）

区 分	地方 公共団体	農業 協同組合	農業者	企業、NPO 法人等	合 計	面 積 (ha)
全 国	2,340	518	1,013	307	4,178	1,402
北 陸	76	25	32	6	139	91
新潟県	30	6	10	0	46	40
富山県	13	5	3	1	22	7
石川県	27	6	12	3	48	37
福井県	6	8	7	2	23	7

資料：農林水産省調べ

注：「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」（平成元年法律第58号）及び「市民農園整備促進法」（平成2年法律第44号）に基づき開設されたものである。

#### （５）障害者の就農促進

##### 北陸障害者就農促進ネットワーク公開セミナー等の開催

障害者就農の取組を促進するため、障害者の就農に取り組むNPO法人や社会福祉法人、農地所有適格法人など関係団体、国・地方公共団体等で構成される「北陸障害者就農促進ネットワーク」では、平成27（2015）年度において、

- ・「北陸地域障害者就農促進ネットワーク公開セミナー」（27(2015)年7月、<sup>かなざわし</sup>金沢市）
- ・「北陸障害者就農促進に関する意見交換会」（27(2015)年7月、28(2016)年3月、金沢市）を開催しました。

同ネットワークの加入団体数は、27（2015）年12月31日現在で39団体となり、障害者の就農促進に向けた情報共有、メンバー間の連携強化に向けて取組を進めています。



北陸障害者就農促進ネットワーク  
公開セミナー

## （6）豊かなむらづくり全国表彰事業の実施

本事業は、農林水産祭の表彰行事の一部門として、農山漁村におけるむらづくりの優良事例の表彰と、その業績発表を行うことにより、むらづくりの全国的な展開を推進し、地域の連帯感の醸成やコミュニティ機能の強化を図り、農林漁業及び農山漁村の健全な発展に資することを目的として、昭和54（1979）年度から実施されているものです。

平成27（2015）年度は、「丸瀧集落」（新潟県阿賀町）が農林水産大臣賞を、「越中五箇山菅沼集落保存顕彰会」（富山県南砺市）、「東原町地域活性化実行委員会」（石川県金沢市）及び「下兵庫むらづくり委員会」（福井県坂井市）が北陸農政局長賞を受賞しました。

農林水産大臣賞を受賞した「丸瀧集落」は、冬期の積雪量が2mに達する豪雪地帯にあり、面積の約8割を占める山林は、昭和40年代までは炭焼き用の用材や屋根葺き用の萱取り場として集落で管理していましたが、その後、茅葺き屋根の減少により萱刈り場も放置されてきました。この萱刈り場は陽当たりが良く、雪解け後にはわらびが自生することから地元では「わらび取り遠足」が行われるなど身近なものとなっていました。集落管理の土地のため集落住民の利用が進まない状況でした。

このような状況の下、丸瀧集落では昭和50年頃から萱刈り場の有効活用を図るという機運が高まり、「全戸参加の取組」を目指して山焼きや肥培管理を行い、昭和59（1984）年には約10haの「丸瀧観光わらび園」を開園しました。

その後、入園者の増加に伴い、わらび取りに訪れた観光客をもてなすため休憩所を兼ねた交流施設や管理事務所の設立、安全に山に入るための歩道の整備を進め、また、過去の来園者への案内郵送によりリピーターを確保するなど、現在では年間約2千人が訪れています。丸瀧集落では、この「丸瀧観光わらび園」の運営を行うことと併せて、中山間地域等直接支払制度を活用した農道や用水路の管理作業など、集落内農家15戸が一体となって取り組むことにより、集落機能が十分に発揮され、山林、農地の保全に大きく貢献しています。また、丸瀧集落の取組を契機として、周辺集落にも活性化の動きが波及し、「丸瀧観光わらび園」を活用した「七福の里祭り」の開催、温泉施設におけるわらび料理の提供が行われるなど、交流の促進と集落間の連携が深まりつつあります。

このように、地域の発意による地域資源の活用と管理により、集落の全15戸が一丸となった40年の長きにわたる集落活動は、地域の活性化に大きく寄与しています。



観光わらび園に集まった入園者  
(丸渚集落)



七福の里祭り  
(丸渚集落)

### (7)「北陸農政局『ディスカバー農山漁村(むら)の宝』優良事例の選定

「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」は、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定し、全国に広く発信しているものです。

平成27(2015)年5月18日から7月10日に第2回選定の募集を行い、全国から683地区、北陸から107地区(新潟28、富山17、石川26、福井36)の応募があり、27(2015)年9月30日に全国で27地区、北陸農政局管内から5地区が選定され、27(2015)年10月29日に「新湊漁業協同組合」(富山県射水市)が今回から新設されたグランプリに選定されました。

また、全国で選定された地区以外であっても、北陸農政局管内には数多くの優良な事例が賦存していることから、地域の活性化、所得向上等の取組や、農村振興の重点施策である小さな拠点づくり、都市農村交流等に取り組んでいる優良な事例を「北陸農政局『ディスカバー農山漁村(むら)の宝』」として選定し、広く発信することにより他地域への横展開を図ることを目的に、優良事例として23地区を選定しました。

27(2015)年12月21日に金沢広坂合同庁舎において「北陸農政局『ディスカバー農山漁村(むら)の宝』優良事例選定証授与式」を開催し、23地区への選定証授与の後、全国段階での選定地区から取組概要の紹介、北陸農政局管内から選定された各地区の取組概要を説明し、その後、「地域内経済循環」、「コミュニティ機能の維持」のテーマごとに、出席された全地区と局内関係者との意見交換を行いました。



選定地区と局幹部との記念撮影



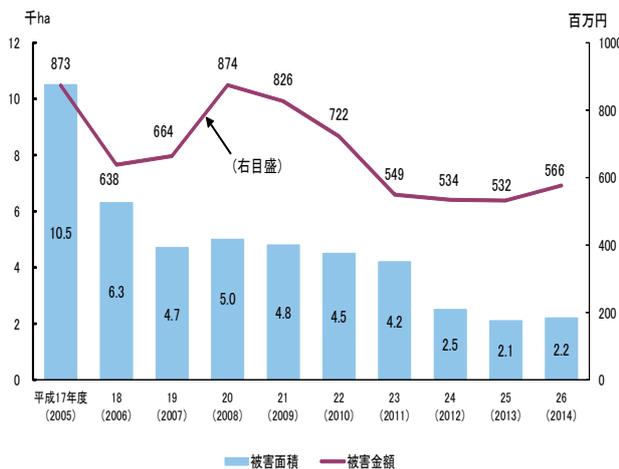
意見交換

## 6. 鳥獣被害防止対策への取組

### (1) 鳥獣による農作物被害状況

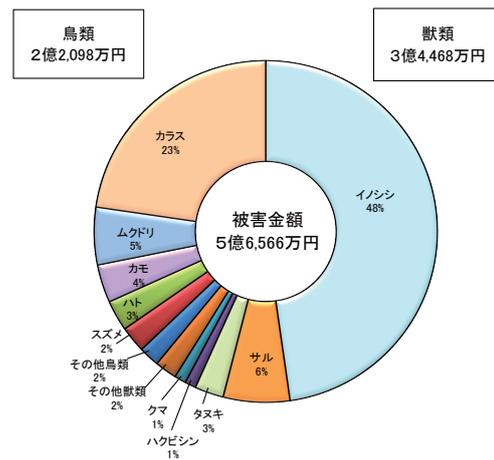
平成26（2014）年度の北陸地域における野生鳥獣による農作物被害については、被害面積で2,192haと対前年度比3%増、また、被害金額で5億6,566万円と対前年度比6%増となりました。被害金額のうち全体の7割が、イノシシ、カラス、ニホンザルによるもので、特に、イノシシの被害が各地で増加しています(図6-5、図6-6)。

図6-5 農作物被害推移



資料：北陸農政局調べ

図6-6 鳥獣別被害金額



資料：北陸農政局調べ

### (2) 鳥獣被害防止対策の課題と推進方向

鳥獣被害は、鳥獣の生息数の増加や生息域の拡大、捕獲者の高齢化等による捕獲圧の低下等により、これまで被害のなかった地域で新たな被害が発生するなど深刻な状況となっています。また、鳥獣被害は、農作物等に対する直接的な被害だけでなく、農業者に営農意欲の減退をもたらすなど数字に現れる以上の影響も及ぼしています。

平成20（2008）年2月に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下「特措法」という。）においては、市町村が被害防止計画を作成することにより鳥獣被害防止に必要な支援措置が講じられることとなっており、27（2015）年10月末現在で管内81市町村中79市町村（98%）（全国1,741市町村のうち1,432市町村（82%））において被害防止計画が作成されています。これを受け、北陸農政局では、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、各市町村の被害防止計画に基づき被害防止対策協議会等が実施する取組（捕獲機材の導入等による有害捕獲、侵入防止柵の整備等の被害防除、緩衝帯の設置等の生息環境管理）や、捕獲した鳥獣の食肉利活用の取組に対して支援を行いました。

また、地域における鳥獣被害対策の担い手を確保するとともに対策の実効性をより一層高めるため、市町村ごとに特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の設置を推進しており、27（2015）年10月末現在で管内の59市町（73%）（全国1,012市町村（58%））で設置されています。

今後とも、鳥獣被害対策実施隊の更なる設置促進を図るとともに、地域ぐるみでの取組の推進、鳥獣の行動域を踏まえた対策を行うための市町村間における広域的な連携をより

一層推進していくこととしています。

さらに、北陸農政局では全国段階の「鳥獣被害対策優良活動表彰事業」と連携し、管内で鳥獣被害対策活動に貢献している個人又は団体を表彰しており、本年度は2名の方を表彰するとともに、併せて、基調講演、受賞者の取組の発表及びパネルディスカッションで構成するセミナーと、小松市及び白山市においてICTを利用した捕獲監視察等の現地研修を行いました。

#### 【北陸農政局長賞：荒井 俊明 氏】

「新発田市鳥獣被害防止対策協議会」の前身である「新発田市ニホンザル被害防止対策連絡会」の立上げ当初から約14年にわたり、追払い専門員として市内の中山間地域をパトロールし、その豊富な知識と経験を活かし、サル加害群テレメトリー調査による「群れ管理による被害防除技術」を確立されました。また、猟友会の会員としての実践活動から、一人でも移動可能な軽量かつ小型のサル捕獲檻を独自に開発し、これにより捕獲効率が格段に向上し、効果的な有害鳥獣捕獲方法の一層の推進を図ってこられました。さらに、同氏の対策技術は、地域住民、地元猟友会はもとより、県内、そして全国から高く評価され、これまで多くの講演会や視察の受入れを行い、対策技術の全国的な普及に努められてきました。これらの広域的なニホンザル被害防除対策について、その推進と技術向上並びに後継者育成により、ニホンザル被害の減少に貢献したことが評価されたものです。

#### 【北陸農政局長賞：千菊 裕二 氏】

ご自身で経営するレストランにおいて、イノシシやクマなどのジビエ料理の提供など、ジビエ料理人の第一人者として活躍されているとともに、イノシシの捕獲と利活用を促進するため、平成26年7月、料理関係者、狩猟関係者、行政などからなる獣肉の利活用に向けた「いしかわジビエ利用促進研究会」を県と連携し立ち上げられ、本研究会の副会長として、課題解決に向け尽力されています。また、ジビエの知識を活かし、イノシシ肉の利活用を進めるため、県内初となる獣肉処理施設を23（2011）年11月に開設し、27（2015）年12月からは、白山市内の道の駅「瀬女」で県内初のイノシシ肉の精肉販売を開始されました。さらに、同年10月に開設された、県内他地域（羽咋市）での獣肉処理施設の稼働に当たり、イノシシの解体処理技術や衛生管理など獣肉処理施設の運営に必要な知識や技術を習得するための研修生の受入れなど、ジビエ事業の推進に向け、商工会青年部などと連携しながら積極的に取り組んでいることが評価されたものです。



北陸地域鳥獣被害対策セミナーの様子



北陸地域鳥獣被害対策現地研修の様子

## 7. 再生可能エネルギー利活用

### (1) 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス※1、地熱等のエネルギー資源は、永続的な利用が可能であるとともに発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>をほとんど排出しないという優れた特徴を有しており、これらの資源を変換して作られるエネルギーは「再生可能エネルギー」と呼ばれています。

農山漁村にはこれらのエネルギー資源が豊富に存在していることから、再生可能エネルギーを利用した農林漁業の振興と農山漁村の活性化が期待されています。

特に、北陸地方の包蔵水力※2は富山県が全国第2位、新潟県が全国第4位と恵まれており、これまでも大規模な水力発電が行われてきました。近年は、再生可能エネルギーの固定買取価格制度※3を背景に、農業用水を活用した小水力発電が各地で行われています。

### (2) 再生可能エネルギーによる地域活性化の推進

#### ア. 農山漁村再生可能エネルギー法による推進

地域資源の有効活用を進める一方、食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を推進するため、平成26(2014)年5月1日に「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(以下「農山漁村再生可能エネルギー法」という。)が施行されました。

また、同法に基づき26(2014)年5月16日に基本方針が公表され、この中で「平成30年度において、法の措置の活用等により再生可能エネルギー電気の発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区が全国100地区以上、当該取組を行うための検討に着手している地区が全国200地区以上存在していることを目指す。」と目標が設定されています。

北陸農政局では、27(2015)年度、管内の市町村を延べ23回訪問し、農山漁村再生可能エネルギー法の周知や情報提供を行いました。また、管内の全市町村を対象に、「農山漁村再生可能エネルギー法の活用に関するアンケート調査」を実施しました。

さらに、このアンケートの結果を踏まえ、再生可能エネルギーによる地域活性化に関心が高い能登地域の市町村等を対象に、28(2016)年3月24日「能登地域における農山漁村再生可能エネルギー推進会議」を開催し、地域における再生可能エネルギー導入に向けた課題やその解決方法等を共有し、意見交換しました。

---

※1 バイオマスとは、生物資源の量を表す概念で、「再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」であり、具体的には、家畜排せつ物や食品廃棄物等の「廃棄物系バイオマス」、稲わらや林地残材等の「未利用バイオマス」、なたねやさとうきび等の「資源作物」に分類できる

※2 包蔵水力とは、発電水力調査により明らかとなった我が国が有する水資源のうち、技術的・経済的に利用可能な水力エネルギー量のこと。順位は、資源エネルギー庁の発電水力調査(平成27(2015)年3月31日現在)による。

※3 固定買取価格制度とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」に基づき、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付けた制度。

## イ. 再生可能エネルギーによる地域の活性化の事例

北陸管内でも、農林漁業者等が主体となって、再生可能エネルギーによる利益を地域の農林漁業の活性化のために活用する取組が行われています。北陸農政局では、先進的な事例を調査しホームページで紹介しています（表6-10）。

表6-10 農林漁業者等が主体の再生可能エネルギーの取組（27（2015）年度調査）

再生可能エネルギーの種類	実施主体【所在】	取組概要
太陽光 	(株)JAアグリはくい 【石川県羽咋市】	荒廃農地をほ場整備事業で大区画に整備するとともに、農地中間管理機構を活用して再生農地を集積。営農の妨げとならない位置に太陽光発電設備を設置。売電収入を農業経営の下支えとして活用。
バイオマス 	(株)グリーンエネルギー北陸 【富山県射水市】	山林内に放置されることが多かった低未利用間伐材等を木質チップに加工して発電用燃料に利用。未利用間伐材等の安定的な需要先が確保されたことによって、森林整備の促進と主伐、再造林といった森林資源の循環利用につながっている。
未利用バイオマス 	(株)グリーンズグリーン 【新潟県新潟市】	間伐材や穀殻を原料としたペレットを使用して冬期間（11月～3月）苔の育苗ハウスを加温。間伐材など地域の未利用資源の活用により環境保全や農林業の活性化に貢献。
小水力 	黒部市（管理：黒部川左岸土地改良区） 【富山県黒部市】	黒部川の豊富な水と地形を活かし、農業用水（宮野用水）の高低差を利用して水力発電。売電による収益で、農業用水利施設等の維持管理費の軽減を図る。
小水力 	日野川用水土地改良区 【福井県越前市】	頭首工から取水してパイプラインに送水される農業用水を利用して水力発電。売電による収益は、土地改良施設の維持管理費に充当、農業のコスト削減に役立っている。
太陽光 	富山市 （管理：(株)健菜堂） 【富山県富山市】	完全人工光型植物工場の屋根に太陽光パネルを設置。発電した電気は工場内のLED照明等に活用。工場では、薬用植物「エゴマ」を栽培、地元高齢者を雇用して地域活性化。
小水力 	石川県（春蘭の里） 【石川県能登町】	農家民泊や農作業体験を通して都市住民との交流や集落の景観保全に取り組んでいる「春蘭の里」に、小水力発電設備を設置。発電した電気は交流宿泊施設に供給。発電状況を掲示板で示すなどして修学旅行生らの環境教育に役立っている。

今後は、農山漁村再生可能エネルギー法も活用しながら、このような取組が広がることが期待されます。

## ウ. 再生可能エネルギーに関する予算支援

北陸農政局では、これまで農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業により、5事業者に対して、事業構想づくりや発電事業を始めるまでに必要となる様々な手続等を支援しました。

### ＜北陸地域における小水力発電の利活用＞

北陸地域での小水力発電は、豊富な農業用水量や落差を利用して取り組んでおり、農業水利施設の維持管理費の軽減や低炭素社会づくりに貢献しています。

これまでに北陸管内で農業農村整備事業により小水力発電施設を17箇所を整備しています（表6-11）。

平成27（2015）年度は、地域用水環境整備事業等により小水力発電施設を15地区で建設中です（表6-12）。

表6-11 北陸管内の小水力発電施設稼働地区一覧表

県名	市町村名	発電所名	運転開始年月	最大出力(kw)
新潟	新発田市	内の倉	H 2. 4	2,900
	南魚沼市	五城	H12. 4	1,100
	胎内市	鹿ノ俣	H14.12	960
	津南町	雑水山第二	H27.12	39
富山	砺波市	安川	S63.2	640
	黒部市	愛本新	H 1.12	530
	南砺市	臼中	H10.12	910
	砺波市	示野	H11. 1	550
	滑川市	早月川沿岸第一	H27.6	530
	南砺市	山田新田用水	H25. 3	520
	砺波市	中野放水路	H27.5	500
石川	能美市	宮竹第一	H 7. 3	640
	川北町	七ヶ用水	H16. 4	630
	小松市	加賀三湖	H28.3	89
福井	福井市	中ノ郷	H27.7	63
	福井市	二タ口	H27.7	103
	越前市	日野川用水	H26.6	141
17箇所				10,845



完成した中ノ郷発電所（福井市）

表6-12 小水力発電施設建設中地区一覧表

県名	市町村名	地区名	最大出力(kw)	備考
新潟	魚沼市	池平	73	
	妙高市	関川用水	997	
	佐渡市	佐渡	184	
富山	朝日町	小川用水	179	
	魚津市	黒谷	410	
	入善町	浦山新	280	
	黒部市	布施川	197	
	立山町	常東合口幹線	480	
	富山市	中滝	470	
	射水市	芹谷野用水	75	
	砺波市	庄西幹線用水路	660	
	砺波市	三合新	72	
	黒部市	舟子川	187	
富山市	常西幹線	462		
石川	能美市	宮竹用水	580	
15地区			5,306	

### (3) バイオマスの活用推進

#### ア. バイオマス活用推進基本法による推進

バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的に、平成21（2009）年9月12日に「バイオマス活用推進基本法」が施行され、同法に基づき22（2010）年12月17日に「バイオマス活用推進基本計画」が閣議決定されました。この中で、32（2020）年度までに、600市町村においてバイオマス活用推進計画<sup>※1</sup>を策定すること、バイオマスを活用する約5千億円規模の新産業を創出すること、炭素量換算で約2,600万トンのバイオマスを活用すること等の目標が設定されています。

また、基本計画の目標達成に向け、バイオマス事業化戦略検討チーム<sup>※2</sup>による議論を踏まえ、24（2012）年9月6日に「バイオマス事業化戦略」が決定されました。

現在、管内では1県（新潟県）、4市（新潟県糸魚川市、新潟県魚沼市、新潟県三条市、富山県小矢部市）で、バイオマス活用推進計画が公表されています。

#### イ. 「バイオマス産業都市<sup>※3</sup>」の構築による推進

「バイオマス事業化戦略」では、7府省連携で地域のバイオマスの産業化を目指す「バイオマス産業都市の構築」が提示され、平成30（2018）年までに全国で約100地区の構築を目指しています。27（2015）年度末現在、全国で34地域のバイオマス産業都市が決定され、管内では25（2013）年に新潟県新潟市が、26（2014）年に富山県射水市が選定されています（表6-13）。

北陸農政局では、27（2015）年度、地域バイオマス産業化支援事業により、バイオマス産業都市の構築を目指す2市に対して、委員会の開催、地域合意に向けた取組、事業実現可能性調査等の構想づくり支援をしました。

表6-13 バイオマス産業都市

県	事業実施主体	事業内容
新潟県	新潟市	下水汚泥のバイオガス発電、木質ペレット、バイオディーゼル
富山県	射水市	木質バイオマス等の堆肥化、廃食用油の混合燃料化、もみ殻の熱利用・堆肥化・資材化等、木質バイオマス発電

※1 バイオマス活用推進計画とは、地域のバイオマスの賦存状況、エネルギーやバイオマス製品の需要等の自然的・経済的・社会的諸条件に適応したバイオマスの活用に向け、県・市町村が作成する計画。

※2 バイオマス事業化戦略検討チームとは、バイオマス活用に関する関係府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の連携の下、バイオマス活用技術の到達レベルの横断的な評価と事業化に向けた戦略の検討を行うため、バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）に基づき設置されている「バイオマス活用推進会議」の下に設置されたチーム。

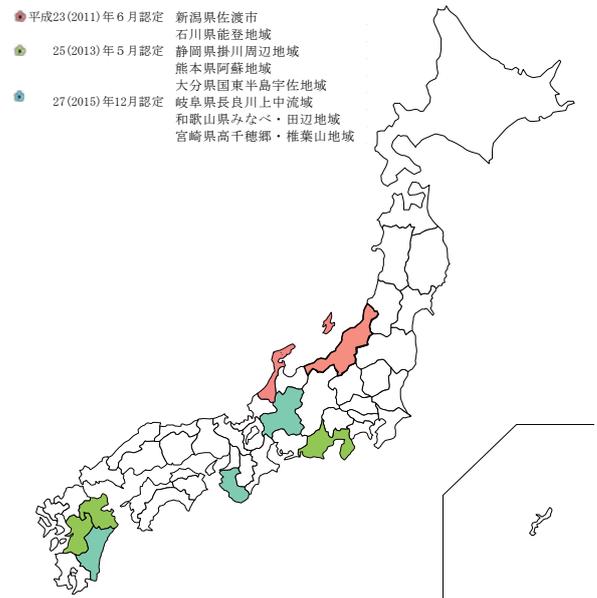
※3 バイオマス産業都市とは、木質、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物など地域のバイオマスの原料生産から収集・運搬、造成・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域をいう。関係府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）が共同で地域を選定し、連携して支援を行う。

## 8. 里地里山の保全と活性化の取組

### (1) 世界農業遺産（GIAHS）※に関する取組

#### ア. 世界農業遺産を取り巻く動き

平成23（2011）年に、新潟県佐渡地域の「トキと共生する佐渡の里山」の取組と、石川県能登地域の「能登の里山・里海」の取組が、世界農業遺産に先進国として初めてFAO（国連食糧農業機関）から認定されました。その後、25（2013）年に静岡県掛川周辺地域、熊本県阿蘇地域及び大分県国東半島宇佐地域の3地域、27（2015）年12月には岐阜県長良川上中流域、和歌山県みなべ・田辺地域、宮崎県高千穂郷・椎葉山地域の3地域が認定されました。28（2016）年1月現在、世界では15か国36地域が認定を受けており、このうち、我が国では北陸管内の2地域を含め、8地域が認定されています。



#### イ. 認定地域（佐渡・能登）の動き

北陸農政局管内では、世界農業遺産の認定後、佐渡地域と能登地域の交流を深め、世界農業遺産の認定効果の更なる向上を図るため、「能登・佐渡里山里海連携会議」が設立され、子供や農業者の交流の強化や観光連携が推進されています。

さらに、平成27（2015）年5月1日～10月31日、イタリア・ミラノで148カ国・地域等の参加で開催された2015年ミラノ国際博覧会の期間中、10月16日～21日にかけて世界農業遺産国内認定5地域（新潟県/石川県/静岡県/熊本県/大分県）が共同出展し、日本国内の多種多様な農林水産物や地域に根差す伝統文化・技術のほか、自然豊かな風土が育んだ食・食文化等の魅力を世界に発信しました。



GIAHS国内認定5地域によるオープニングイベントの様子(ミラノ博)

北陸農政局では、両地域を、過疎化の進行、農林水産業就業者の高齢化、担い手の不足といった厳しい状況から地域の活性化を図るモデルとして捉え、①日本型直接支払、②都市農村共生・対流総合対策交付金、③美しい農村再生支援事業等、あらゆる制度・事業を通じて、農林水産業振興策を支援しています。

※世界農業遺産（GIAHS）とは

世界農業遺産（Globally Important Agricultural Heritage Systems:GIAHS）は、社会や環境に適応しながら何世紀にもわたり発達し、形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農業とそれに関わって育まれた文化、ランドスケープ、生物多様性に富んだ、世界的に重要な地域を次世代へ継承することを目的として、平成14（2002）年に国連食糧農業機関（FAO、本部：イタリア・ローマ）が創設した仕組みである。

## (2) トキの野生復帰に関する活動

トキの野生復帰後の生息環境、特に主な餌場となる水田や水路の環境整備に関して、関係機関が連携して取組を推進するため、平成20（2008）年から環境省等の行政機関、地域農業者及び研究機関で構成する「トキの野生復帰に係る農業・農地戦略検討会議」（事務局：北陸農政局）を設立し、様々な取組を行ってきました。

取組開始から8年、現在、野生のトキの数は154羽にまで増えています。また、上記佐渡地域の世界農業遺産への認定に当たっては、「トキとの共生」をキャッチフレーズとした生物多様性保全型農業が大きな要素となりました（表6-14）。

表6-14 野生下のトキの個体数  
（平成28(2016)年2月現在）

放鳥トキ	1 1 3羽
野生生まれ（出生不明）	2 0羽
野生下 平成25年生まれ	4羽
野生下 平成26年生まれ	1 0羽
野生下 平成27年生まれ	7羽
計	1 5 4羽

資料：環境省



水田で採餌するトキのつがい



### 報告会案内チラシ

報告会では、「トキの餌生物としての外来種の扱い」や「希少種の有無」、「他の地域と比較した時の佐渡の生物多様性」等、活発な意見交換が行われました。

### コラム ～田んぼと蛙の生きもの調査報告会を開催～

平成27（2015）年12月、北陸農政局が佐渡市において実施した水田及びその周辺のトキの餌ともなる生物生息量調査の結果について「田んぼと蛙の生きもの調査報告会」を開催しました。

佐渡市では、「トキと暮らす島 生物多様性佐渡戦略」を策定し、将来にわたって佐渡の生物多様性を保全していくこととして各種施策を推進していることから、生き物調査への関心は高く、多数の農家の方に参加していただきました。



調査報告会の様子

### （３）里地里山の環境配慮施設の維持についての調査検討

平成13（2001）年の土地改良法改正以降、環境との調和に配慮した農業農村整備事業の実施により、水田魚道等の生きものに配慮した施設（以下「施設」という。）の整備を推進しています。

しかし、これら施設の将来の維持管理については労力面などの課題を抱えていることから、北陸農政局では、福井県おほまし小浜市のおほまとうぶ小浜東部地区（小浜東部土地改良区・小浜東部営農生産組合）をモデル地区に指定し、この課題への対応として、当該地区と企業（日本電産テクノモータ株式会社）のCSR\*活動との連携を、26（2014）年より支援しています。

これまで、田植え体験、生き物調査及び施設の維持管理等に取り組み、地域自らの取組へと発展するとともに、今後ともこの取組が継続していくこととされています。

北陸農政局では、今後とも各種施策を活用して支援していきたいと考えています。併せて、本取組事例で得られた知見が、課題を抱える各地の施設の維持管理体制確立の一助になることを期待します。



田植え体験の様子

---

※ CSRとは、Corporate Social Responsibility の略で、企業が果たす「社会的責任」のこと。